

給水事前協議書取扱要領

H27.4(H31.2.1 改正)
加古川市上下水道局

加古川市の給水区域において、給水装置工事を施工しようとする場合は、あらかじめ加古川市の指定工事業者から給水装置工事申込書を提出し承認を受けなければなりません。

また、下記の内容に該当する場合は、給水装置工事の申込に先立ち事前協議書が必要となりますので、必ず事前協議の回答書を受けてから、給水装置工事の申込をしてください。

なお、事前協議を行わず事前着工されてしまっている場合には、厳正に処理させていただくことをあらかじめ申し添えます。

言 己

1) 給水装置工事の事前協議書を必要とする場合は、

- ①既設配水管より分岐して、公道内（国道・県道及び市道等）を縦断する口径が40mm以上で、かつ、延長が50m以上布設の給水装置工事。
- ②工場、福祉施設及び中高層住宅等大口径給水装置工事（おおむね口径が40mm以上）。
- ③道路、河川等の占用許可を受ける場合で事前に管理者との協議を必要とする場合。
- ④受水槽式給水、3階直圧式給水及び、直結増圧式給水の適用を受ける場合。
- ⑤水道直結式スプリンクラーを設置する場合（建築面積275㎡以上の福祉施設・消防法等による）
- ⑥その他管理者が必要と認めた事項。

2) 事前協議書は別添の「様式1」により、正・副2部提出してください。

A 【受水槽式給水】 （貯水槽水道）

3) 使用材料等については、加古川市給水装置工事施行基準書に基づき設計及び施工してください。

特に下記の内容等について留意してください。

- ①配水管の水圧等に影響を及ぼさないために受水槽の流入配管に設置する定水位弁は、FMバルブ・TOTOPバルブ・兼工業・ベン・アイエス工業、社製を承諾しています。また、配管はダブル配管としてください。
- ②受水槽の流入配管には、水撃防止器具の設置及び逆流防止の措置をして下さい。
- ③地下式受水槽には、吸排気弁を取付けてください。
- ④75mm以上の仕切弁はソフトシール弁とし、メータ2次側に流量調整弁を設置してください。

A-1（中高層集合住宅・各戸検針）

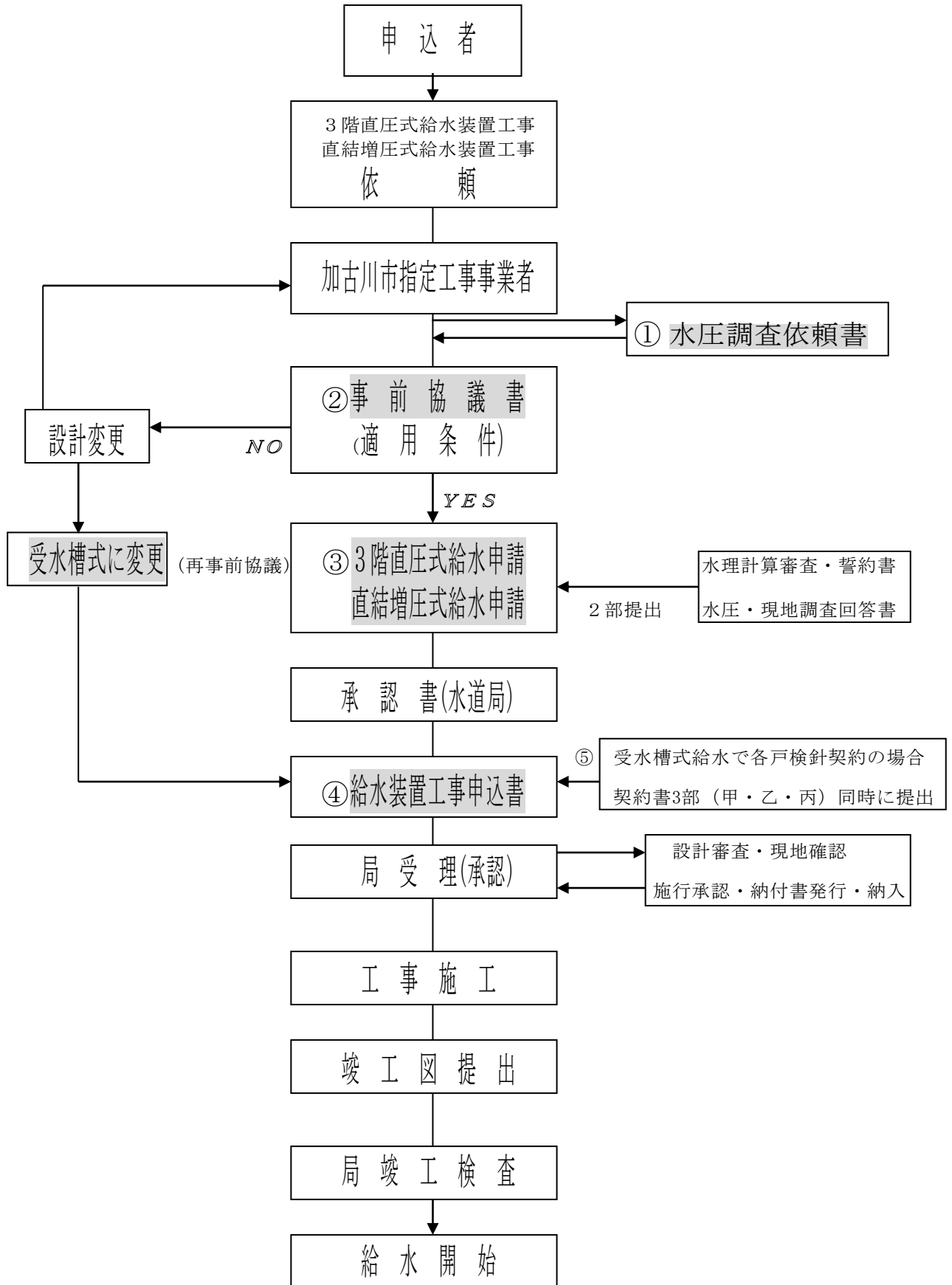
4) 事前協議内容が受水槽式給水で中高層集合住宅の場合には、事前協議後、各戸徴収の適用を受けようとするものは、水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱に基づく契約を締結することが必要です。

B 【3階直圧式給水】 C 【直結増圧式給水】

5) 3階直圧式給水及び直結増圧式給水の適用を受けようとする場合には、事前協議後、給水装置工事申込書の提出前に、3階直圧式給水申請書及び直結増圧式給水申請書（2部提出）が必要です。（別紙 各取扱要領を参照）

【事務フロー】 Oは別紙様式

A 【受水槽式】 B 【3階直圧式】 C 【直結増圧式】 給水装置工事申込の場合の施工順序



A-1【受水槽式給水】（中高層集合住宅の各戸検針）事前協議内容

受水槽式給水の場合で、中高層集合住宅における水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱の適用を受けようとするものは、下記事項を満たさなければならない。

1・適用住宅（事務所・テナント・雑居ビル等は対象外）

- 1) 中高層住宅 3階以上で住居を専用とする住宅。
 - 2) 独身寮 3階以上で独身者が住居を専用とする住宅。
 - 3) 併用住宅 3階以上で住居を専用とする住宅と事務所、店舗等の住居以外のものが混在している住宅。（住宅の戸数が、総戸数の3分の2を超える場合）
- （注）施行規定第21条の2第3項

2・適用条件

受水槽以下の給水設備は、給水装置工事指針に基づき施工し、各戸に設置するメータは、当該住宅の所有者又は、使用者が責任をもって管理すること。

その他管理者が必要と認めた条件に適合していること。

（注）中高層集合住宅における水道料金戸等の各戸徴収に関する契約書

3・申請及び契約

上記適用条件を備えていれば中高層集合住宅の水道料金等各戸徴収取扱申請書に下記添付書類を添えて申請契約できる。

- ①給水設備の管理責任者選定届
- ②中高層集合住宅の水道使用者名簿（新設時は給水開始をもって充てる。）
- ③給水設備の配管図及び付属設備
- ④給水設備維持管理委託業者選定届
- ⑤その他（次記5・の書類）

申請図書（3部）を提出し、当該申請の給水装置及び給水設備を検査完了した後、別に定める契約書（申請時に3部提出、内1部印紙必要）に基づき契約する。

（注）中高層集合住宅における水道料金等の各戸徴収に関する契約書

4・各戸メータ設備 【A 受水槽式給水・B 3階直圧式給水・C 直結増圧式給水】のPS内メータの場合共通

- 1) 原則として、各戸にメータを設置する。
- 2) 設置場所は、原則としてパイプシャフト内とする。
- 3) 併用住宅においては、2階までの非住宅部分については、原則として構造上利用上独立して使用される区画（事務所等）毎に地付けメータを設置する。
3階以上の住宅の各戸メータは、パイプシャフト内とする。
- 4) メータは、正確に計量できるよう水平に取付け、検針並びに取替えが容易にできるようにする。（扉には施錠装置を設けないこと。）
- 5) 各戸のメータ廻り設備は、メータユニット仕様書の通りとする。（別紙）
他、加古川市指定の従来工法による配管とする。尚、扉に向かって右側を上流として設置する。
- 6) メータユニットは、下記業者のものを採用する。
（光明製作所・前澤給装工業・日邦バルブ・タブチ・栗本商事・新興弁栓・キッツ・ダンレン）
- 7) メータユニットは、床に直接取付けることとし、その他従来工法の場合は、床より50cm以下とし、他の配管との間隔は15cm以上保持する。
- 8) メータには、凍結防止カバーを施す。（メータ高さを考慮する。）

5・A 【受水槽式給水】の給水装置工事申込書に必要な添付図書類

- 1) 給水申込書（直圧部分の給水配管及び受水槽構造図及び、受水槽の六面点検距離を表す設置位置図）
- ※2) 住宅の区画図
- 3) 建物の付近見取図
- 4) 水量計算書
- 5) 立管系統図
- ※6) 各階平面図及び配管図
- 7) 満減水警報装置位置図
- ※8) 各タイプ別の給水装置工事配管図（平面図・立面図・タイプ別の号数名）
- 9) 承認図
 - ①受水槽
 - ②ポンプ
 - ③定水位弁（パイロット式バルブ）
 - ④ウォーターハンマー防止装置
 - ⑤電磁弁・ポールタップ等
- ※⑥メータユニット
- ⑦その他（流量調整弁・空気弁・ストレーナー等）
- ※10) 各戸メータ廻り（P S内）詳細図
- 11) その他

※記は、受水槽式給水で住宅部分が2/3以上等の条件に該当する、各戸検針契約の場合に添付

※各戸検針による給水申込書については、受水槽の給水申込書に各戸の区画表及び配管図を添付することで各戸の給水申込書は不要とする。

B 【3階直圧式給水】の適用条件の概要は？

3階直圧式給水取扱要領第3条（審査基準）、及び第4条（承認通知及び条件）による。

- ①標準的には、給水高さ8m（道路取付分岐地点の地盤高から）の範囲内の建物とする。
- ②配水管最小動水圧は、0.2MPa以上とする。ただし、集合住宅棟は0.25MPa以上とする。
- ③受水槽と直圧の併用は認めない。
- ④水理計算が成り立つこと。
- ⑤メータ口径は、原則として20mm以上とする。ただし、集合住宅等で各戸毎にメータを設置する場合で管理者が認めた場合にはこの限りでない。
- ⑥その他

B 申請書に必要な添付図書類

- | | |
|-----------|------------------------|
| ①位置図 | ②給水装置の平面図 |
| ③給水装置の立面図 | ④建物構造図 |
| ⑤水理計算書 | ⑥誓約書 |
| ⑦維持管理誓約書 | ⑧各戸メータ廻り（PS内メータの場合）詳細図 |
| ⑨その他 | |

C 【直結増圧式給水】の適用条件の概要は？

直結増圧式給水取扱要領第3条（審査基準）及び第5条（承認通知及び条件）による。

- ①対象建物は、受水槽の設置を必要としない建物で、1日使用水量50m³まで・集合住宅については、1棟当り50戸程度とする。また10階程度までとする。
（第4条の許可できない建物を除く）
- ②分岐給水取出管口径が25mmの場合は口径75mm以上、分岐給水取出管口径が40及び50mmの場合は口径100mm以上の配水管からとする。ただし基本的には1棟とするが、2棟以上となる場合は、総戸数100戸を限度とする。
- ③直結増圧式給水方式と他の給水方式との併用は認めないものとする。
- ④直結増圧式給水装置の故障、修理及び点検時の対応のため、直圧共用水栓を設置するものとする。
- ⑤配水本管最小動水圧0.25MPa程度を維持できる配水本管より分岐できる場合とする。
- ⑥水理計算が成り立つこと。
- ⑦使用圧力が0.75MPa以下の直結増圧式給水装置で給水できる建物を対象とする。
- ⑧原則として、増圧ブースターポンプの吸込側に減圧式逆流防止装置を設置すること。
（水理計算して確認のこと）
- ⑨減圧式逆流防止装置のストレーナーの手前に泥吐き管を設置のこと。
- ⑩各戸検針となるため、各戸メータ廻りは受水槽式給水と同様の設備としオートロックを含め検針に支障がないこと。
- ⑪その他

C 申請書に必要な添付図書類

- | | |
|------------------|------------------------|
| ①位置図 | ②給水平面図 |
| ③給水系統図 | ④建物構造図 |
| ⑤水理計算書 | ⑥誓約書 |
| ⑦維持管理誓約書 | ⑧維持管理体制図 |
| ⑨増圧ブースターポンプ図 | ⑩増圧ブースター等の定期保守点検契約書の写し |
| ⑪各戸メータ廻り（PS内）詳細図 | |
| ⑫その他 | |

加古川市上下水道事業管理者 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

事前協議申請書（給水装置工事）

下記の建物に給水を行いたいので事前協議を申請します。

記

1・事業名 _____

2・工事場所 _____

(位置図は別紙のとおり)

3・事業（建築）の概要 _____

4・給水方式 _____

5・給水装置工事の概要

①水量計算（1日の必要水量）

②工事の概要（設計平面図・立面図は別紙のとおり）

★既設配水管口径	mm	★受水槽有効容量	m ³
★取出し管 口径	mm	★プースターポンプ口径	mm
★メータ 口径	mm		

6・工事の着手・完成予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

7・事業主 _____

8・事業施工業者 _____

9・加古川市指定給水装置工事事業者 _____

10・連絡先 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

(様式1)

令和 年 月 日

加古川市上下水道事業管理者 様

申請者 住所 加古川市加古川町北在家2000

氏名 加古川 太郎

電話 079(412)3456

事前協議申請書(給水装置工事)

下記の建物に給水を行いたいので事前協議を申請します。

言記

1・事業名 △ △ △ マンション新築工事2・工事場所 加古川市 加古川町北在家1234-5

(位置図は別紙のとおり)

3・事業(建築)の概要 集合住宅, 鉄筋コンクリート造6階建, 25戸4・給水方式 直結増圧式給水
(または、受水槽式給水, 3階直圧式給水)

5・給水装置工事の概要

①水量計算(1日の必要水量)

別紙 水量計算表のとおり

②工事の概要(設計平面図・立面図は別紙のとおり)

★既設配水管口径	200mm	★受水槽有効容量	m ³
★取出し管口径	50mm	★プースターポンプ口径	40mm
★メータ口径	mm		

6・工事の着手・完成予定 令和2年 6月 1日 ~ 令和2年 2月28日

7・事業主 加古川 太郎8・事業施工業者 ▲ ▲ ▲ 建設 (株)

9・加古川市指定給水装置工事事業者

10・連絡先 住所 水道 次郎氏名 水道 次郎電話 079-411-1234